

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒潮町長

市町村名 (市町村コード)	黒潮町 (39428)
地域名 (地域内農業集落名)	大方2 (奥湊川下・奥湊川中・奥湊川上・口湊川・鞭の上・鞭の下・浮津・加持本村・加持小川・田村・大屋敷・本谷・大井川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 施設による野菜の栽培が盛んだが、高齢化による後継者不足が懸念される。またハウスも老朽化している。
- 水路の故障が多くなっており、水不足や水質(鉄分多い)の問題もある。
- 大雨等で水路から水が溢れ、水稻以外の作付けは困難。
- 資材の高騰により個人での農業機械の更新が困難。
- 鳥獣被害が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの農地保全に取り組む。
- 条件が悪い地区の基盤整備を実施し担い手に農地を集積する。
- 耕作ができなくなったほ場は地区内外の担い手(集落営農組織等)に委託、農地集積する。
- 補助事業を活用し老朽化した農業施設の改修を図る。
- 地域外からの人材の受入していく。
- レモンなどの農作物の輸出も検討する。
- 耕作に必要な水質の良い用水の確保、十分な量の用水の確保を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	328.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	328.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・経営継続の困難な場合、水稻については地域内外の営農組織へ、畑については果樹生産法人へなど地域の相手へ優先的に集積を進める。
- ・地区外からも担い手の受け入れ。
- ・経営が持続可能な農家への支援。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用。
- ・担い手(集落営農農組織等)に農地の集積・集約化を段階的に図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・基盤整備が必要な地区については、ほ場整備事業を活用したほ場整備へ取り組む。
- ・耕作条件改善事業活用し、用水の確保を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・ハウスの補強を行い、施設野菜農家への斡旋を行う。
- ・個人での機械購入を減らし、奥湊川営農組合が作業委託を受けるような体制を整備していく。
- ・耕作が可能な農家の経営継続を図る。
- ・地区内外から耕作者を受け入れる。
- ・他地区との連携を図り組織間連携に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・奥湊川営農組合や小川アグリが事業実施主体となり、有利な補助事業等を活用し、計画的に農業機械を整備していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①日本型直接支払制度や国・町補助を活用し、鳥獣害防止対策を実施する。
- ③ドローンによる共同防除の実施。導入可能なスマート農業機械について検討する。
- ④農作物の輸出の検討
- ⑤果樹生産法人への集積を進めるが、法人が受託出来ない場合は地区にて管理を行っていく。
- ⑦農道、水路等の補修箇所は、補助事業を活用し地元負担をなるべく抑え、併せて水問題の協議を継続し早期解消を目指す。また、浸水対策についても補助事業を活用した整備を検討する。
- ⑦堰を可動堰にし、大雨で浸水することを防ぐ。→露地野菜の作付けが可能になる。
- ⑧ハウス修繕を行い、施設農家への集積を行う。補助事業等を活用し、農道水路など農業施設の修繕等を実施。